

平成 29 年 12 月 12 日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 精神・障害保健課 御中

一般社団法人日本臨床心理士会  
会長 津川律子

「公認心理師法における医師の指示に関する運用基準（案）について」

日頃から当会及び臨床心理士の活動につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。この度、「公認心理師法における医師の指示に関する運用基準（案）」に関する意見募集に接し、当会としての要望を下記のようにまとめましたので提出いたします。

記

1. 「本運用の基準の趣旨」において、「公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないようにすることで、公認心理師の業務が円滑に行われるようにする観点から定めるものである」と明記していただいたことに、心理専門職の団体として感謝申し上げます。今後もこの趣旨を変更しないように要望します。また、「基本的な考え方」において「本運用基準は、従前より行われている心理に関する支援の在り方を大きく変えることを想定したものではない」と明記していただいたことも、現在、心理支援を受けている方々に混乱をもたらさないという点で、感謝申し上げます。この前提のうえで、以下にいくつかの修正を要望いたします。なお、これらの要望は実際の心理支援の場面を想起して、要支援者との支援関係が円滑に進められるために修正を希望するものです。

2. 1 頁の「2. 基本的な考え方」の 10 行目「要支援者の状況に関する情報等を当該主治の医師に提供する等により、」を「要支援者の状況に関する情報等を当該主治の医師に必要に応じて提供する等により、」に修正を要望します。

理由は、この部分は密接な連携を行うための方法を述べているところであり、密接な連携の保持に関して、上記 1. にあるように「公認心理師の専門性や自立性を損なうことのないように」、公認心理師が工夫できる余地を示すことが適切と考えます。

3. 1 頁の「2. 基本的な考え方」の 14 行目「なお、これまでも、心理に関する支援が行われる際には、当該支援を行う者が要支援者の主治の医師の指示を受ける等、」を「なお、これまでも、心理に関する支援が行われる際には、当該支援を行う者が要支援者の主治の医師の指示や意見を共有する等、」に修正を要望します。

理由は、これまでは、主治の医師の指示を受けることは医療提供施設内に限られ、医療提供施設外においては、主治の医師の意見を共有するなどの連携が主であり、国民の誤解を招かないように表現を追記する必要があります。

4. 2 頁「4. 主治の医師からの指示への対応に関する事項」の下から 2 行目「～情報等を当該主治の医師に提供する等、」を「～情報等を当該主治の医師に必要に応じて提供する等、」に修正を要望します。

理由は、2. と同様です。

5. 3頁の下から12行目「心理に関する支援とは異なる相談、助言、指導その他の援助を行う場合」を「主治の医師の治療方針とは関係しない心理に関連した相談、助言、指導その他の援助を行う場合」に修正を要望します。

理由は、「心理」の範囲は人の活動ほぼすべてにかかわるため、「主治の医師の治療方針とは関係しない心理」とすることで、その範囲を合理的に設定することが可能となり、国民の理解も得られることとなるためです。

6. 3頁の「(4) 主治の医師からの指示を受けなくてもよい場合」に次の追加を要望します。「・心理支援の際に主治の医師の存在が明らかになったが、心理支援が継続に至らなかった場合」。

理由は、継続的な心理支援ではない、単発に近い心理支援は、医療提供施設外の心理支援において、よく行われることであり、心理支援が終わった後に要支援者もしくは家族等からの同意をとる行為自体が、状態の悪化を招く可能性があるためです。

7. 3頁「(5) 要支援者が主治の医師の関与を望まない場合」で「要支援者が主治の医師の関与を望まない場合、公認心理師は、要支援者に対し、主治の医師からの指示の必要性等について丁寧に説明を行うものとする。」を「要支援者が主治の医師の関与を望まない場合、公認心理師は、要支援者に対し、要支援者の状態に応じて、主治の医師との密接な連携の必要性等について丁寧に説明を行うものとする。」に修正を要望します。

理由は、公認心理師法第42条にあるとおり、「密接な連携」が重要であるからです。また、「主治の医師の関与を望まない」要支援者に対して、まずは医師との連携が心理支援を効果的にするために必要であることを、要支援者の状態に応じて、理解してもらう必要があるためです。

8. 3頁の「5. その他留意すべき事項」にある「公認心理師は、主治の医師からの指示の有無にかかわらず、診療及び服薬指導をすることはできない。」に、以下の文言の追記を要望します。「公認心理師は、主治の医師からの指示の有無にかかわらず、診療及び服薬指導をすることはできない。しかし、心理支援の過程で、診療及び服薬に関する心情が要支援者や家族等から語られた場合、診療及び服薬に関する心情について話し合うことは、差し支えない」。

理由は、心理支援に際して、要支援者や家族等の心情を重んじることは基本であり、心情を聴かずして、適切な心理支援はできないからです。

以上

【本件についての問い合わせ先】

一般社団法人日本臨床心理士会 事務局

〒113-0033

東京都文京区本郷2-27-8 ユニゾ本郷二丁目ビル401

Mail : office@jsccp.jp

Tel : 03-3817-6801

Fax : 03-3817-6802